

農業委員会議事日程

日 時：令和2年8月28日（金）

午後1時30分

場 所：千曲市役所（新庁舎）301大会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
8. 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
10. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について
11. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会長

1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名

事務局出席者

事務局長 中村 利信

事務局次長 中山 秀一

農地係担当係長 宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
なお、今定例会は、長野県全域の新型コロナウイルス感染症警戒レベルの引き上げに伴い、農業委員 15 名の招集といたしました但よろしくお願ひします。
ただ今から令和 2 年 8 月の総会を開催いたします。
それでは、始めに会長さんのあいさつをお願ひいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願ひいたします。

中山次長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第 3、会期の決定について、であります但、議案の内容からして、本
一日で足りうると思ひますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませ
んか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第 4、議事録署名委員の指名について、であります但、議長から指名する
に、ご異議ございませ
んか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。
1 番中嶋喜代栄委員、2 番岡田和孝委員の両委員にお願ひいたします。

議 長

それでは、日程第 5、議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、
を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願ひいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 21 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 6、議案第 22 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

15 番長門委員

15 番長門です。1 番案件の現地調査結果について、ご報告いたします。

場所は、八幡姨捨区で八幡上町区から姨捨駅方面へ向かう幹線道路沿いにあり、姨捨公民館より東側約 100mにある農地です。申請者は、平成 30 年 9 月に家庭菜園を行う目的で農地を取得しましたが、本年 3 月に司法書士の資格を取得し同事務所を開設するにあたり、既存敷地が狭いことから、申請地において駐車場を整備するものがあります。造成は埋め土を行い砂利敷き仕上げ、雨水は地下浸透と周辺農地への影響は軽微であり、隣接耕作者の同意も得ております。農地を取得してから 3 年が経過していない状況ですが、他に土地を所有していない等の事情を考慮するとやむを得ないと考えます。過去に同じようなケースがあった可能性があり、行政の継続性も大事ですので、事務局の考えをお聞きし、委員の皆さんに判断してもらうのが一番良いと考えます。以上であります。

議 長

農地取得後、3年経過していない土地の農地転用の考え方及び過去の案件等について、事務局よりお願いします。

中山次長

農地法第3条の許可を得て農地取得後、3年間は農地として耕作することが前提ではありますが、転用しなければいけない合理的な理由がある場合に限り、3年未経過であっても、転用許可を得た事例はございます。

事務局といたしましては、他に所有している土地がない等、申請地をやむを得ず転用しなければいけない合理的な理由があると判断しております。

議 長

今の事務局の回答に対し、他に質疑意見等がありましたらお願いします。

(質疑意見なし)

議 長

よろしいでしょうか。

先へ進めます。続きまして、2番案件について、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

9番緑川委員

9番緑川です。2番案件について、先日関係委員で現地確認してまいりましたのでご報告いたします。

場所は、しなの鉄道千曲駅の有料駐車場西側にある農地で住宅敷地として使用している部分について、追認申請するものであります。顛末書が提出され、悪質性がなく反省の姿勢が見られるほか、住宅建築後20年以上経過していることから、追認許可についてやむを得ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第22号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第7、議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

9番緑川委員

9番緑川です。1番案件について、先日関係委員で現地を確認してまいりましたのでご報告いたします。

場所は、上徳間区で国道18号線柏王の信号より西側約50mにある農地です。申請地は、平成9年に住宅敷地として5条許可を得ましたが、長野市に住宅を新築することになり計画を中止していた土地であります。今回、承継人による住宅を新築するための計画変更申請であります。周囲は、南側は住宅、西側は道路、東側・北側は畑ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第23号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第8、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、はじめに先月の総会「報告事項(3) 戸倉地区農地転用許可前の事前着工事案への対応について」にて経過説明いたしました、5番案件から審議します。

質疑・意見をお受けする前に、5番案件について、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

9番緑川委員

9番緑川です。それでは、5番案件についてご報告いたします。

場所は、戸倉区で市役所旧戸倉庁舎と戸倉創造館の中間辺りにある土地で、長野市の不動産業者が9区画の宅地分譲地を整備する申請ですが、事前着工されております。現在の進捗状況ですが、区画割及び側溝等の構造物の設置が完了し、埋め戻しや位置指定道路の舗装等を残すのみとなっています。経過についてですが、始末書のとおり、転用事業者と設計事務所間で双方が農地転用手続きを行っているとの認識誤りがあり、農地転用の申請が漏れてしまったとのこと。なお、隣接耕作者や地元区等の必要な同意は全て得ております。しかし、専門家（不動産業者）が進めている事業であり、大規模な工事が7割程終えている状況に対し、すんなり認めるのはいかなものかという思いもありますので、委員の皆さんに判断してもらうのが一番良いと考えます。以上であります。

議長

担当委員さんからの報告が終わりました。

引き続きまして、事務局より補足説明をお願いいたします。

中村局長

(事務局補足説明)

議長

戸倉地域の担当委員であります、瀧澤会長代理、補足説明等がありましたら、お願いします。

3番瀧澤会長代理

3番瀧澤です。戸倉地区の担当委員の立場から補足説明をいたします。

7月8日に、戸倉地区の担当委員3名と事務局職員、転用事業者の担当者から、現場にて、事前着工の経過説明を受けております。工事を即刻中止させ、分譲看板等を撤去するよう申し立て、事業者が対応した経過がございます。

その後、7月22日に転用事業者の創業者で現相談役と事業者の担当者、設計事務所社長3名に庁舎へ来庁いただき、説明を受けております。その中で、先程の緑川委員からの説明にもありましたが、転用事業者と設計事務所間で双方が農地転用手続きを行っているとの認識誤りにより、農地転用の申請が漏れてしまったとのこと。なお、宅地開発事業承認申請等の農地転用以外の手続きは全て完了している状況となっています。以上でございます。

議長

担当委員さん・事務局からの報告及び補足説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

6番島田委員

6番島田です。いままで事前着工等の事後事案があった場合、どのように対応してきたか。直近3年間の対応方法について、聞かせていただきたい。

中山次長

関係者からの聞き取り調査や顛末書・始末書の提出等により、悪質性がないと確認できたものについて、事務局では農地転用の申請を受け付けております。過去3年において、農地へ現況復旧させた事案はなく、全て県の転用許可を得ております。

申請漏れの理由が、お互いの認識不足であるということは問題ではありますが、宅地開発事業の承認や位置指定道路申請、景観計画区域内行為の届出等、農地転用以外の手続きは滞りなく手続きされております。事務局といたしましては、悪質性はないと判断し、今月申請を受け付けしております。

議長

他に質疑意見等はございませんか。

4番栗原委員

4番栗原です。今までの案件とは異なり、大規模工事で7割完了している事案に対し、始末書1枚で認めるのは個人的に抵抗がありますが、何かペナルティーを科すことを検討してはどうかと思います。

中山次長

農地法第4条及び第5条の転用案件の許可権者は長野県知事となります。市農業委員会としては、定例会の審議結果（可否）を意見書にて県知事に提出しています。県担当者と同案件について協議しておりますが、法的にペナルティーを科すことができないとの回答を得ております。

6番島田委員

6番島田です。専門的に事業を営んでいる者の理由として、お互いの認識不足というだけでは、後付けのように感じます。始末書のみで許可するのは抵抗があるので、継続審議ということで、次回の農業委員会まで審議を伸ばすことはできないでしょうか。

中村局長

許可権者が長野県知事であり、既に県の審議が進んでいますので、継続審議という方法はできません。

14番保木野委員

市農業委員会で仮に否決となった場合、どのようになるのでしょうか。市農業委員会で否決した場合でも、県の許可を得た事例はあるのでしょうか。

中山次長

市農業委員会といたしましては、意見書を否決で県知事へ進達することになります。また、同意見書の可否は県許可の判断基準のひとつとなっておりますが、絶対条件ではありません。そのため、当市では事例がありませんが、市町村の農業委員会で否決した案件が、県の許可を得た事例はいくつかあると聞いております。

議長

よろしいでしょうか。それぞれ色々なお考えがあるかと思いますが、質疑を打ち切ります。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、5番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(多数挙手)

議 長

賛成多数ですので、議案第 24 号 5 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。続きまして、1 番から 4 番案件、6 番から 9 番案件について、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

14 番保木野委員

14 番保木野です。1 番・2 番案件について、27 日に担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

まず、1 番案件ですが、場所は、屋代区で屋代中学校の北側で廃線となった長野電鉄屋代線跡地に隣接する農地です。長野市の不動産業者が 11 区画の宅地分譲地を整備するものであります。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり、隣接耕作者の同意も得ていることから問題ないと判断いたしました。

続きまして、2 番案件ですが、場所は、屋代区で国道 18 号線屋代北信号より南西側約 300mにある農地です。既存敷地を拡張し従業員駐車場を整備する申請です。雨水は地下浸透、隣接耕作者の同意も得ていることから問題ないと判断いたしました。

11 番嶋田委員

11 番嶋田です。3 番案件について、先日、担当推進委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

場所は、森区の岡地天満宮より東側約 100mにある農地です。既存住宅敷地が狭く駐車場が不足しているため、隣接農地を取得し整備するものであります。北側は譲受人の住宅敷地、その他三方は杏畑ですが、隣接耕作者の同意も得ております。周辺農地への影響も軽微であることから問題ないと判断いたしました。

5 番北澤委員

5 番北澤です。4 番案件について、25 日に担当委員 3 名で現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。場所は、野高場区で社会福祉施設〇〇〇〇より北側約 100mにある農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、東側は道路、南側は駐車場、北側・西側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

9 番緑川委員

9 番緑川です。

6 番案件については、先程の議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について、1 番案件で報告しておりますので、省略させていただきます。

7 番から 9 番案件について、関連がありますので一括してご報告いたします。場所は、小船山区で千曲線沿いのパチンコ店〇〇〇より西側約 100mにある農地です。申請地において、建築条件付き宅地造成 10 区画を 3 工区に分けて整備するものであります。周囲は、西側は道路、その他三方は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

2番岡田委員

2番岡田です。7～9番案件について、道路に面して農業用水路が通っていますが、今回造成した場合、横断部分はどのような施工方法となるのか教えて欲しい。

中山次長

現在の申請図面では、道路部分について横断用のV S側溝を入れる予定となっています。今回の案件は、市宅地開発事業の審査案件となっていますので、最終的には担当課で技術的な指導を行い施工されることとなります。

議 長

よろしいでしょうか。
他に質疑意見がございましたら、お願いします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番から4番案件、6番から9番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長

全員賛成ですので、議案第24号1番から4番案件、6番から9番案件は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第9、議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 25 号は、原案のとおり可決、決定されました。
以上で、議事はすべて終了いたしました。
続いて、日程第 10、「報告事項」について報告をお願いします。

中山次長
中山次長
宮坂担当係長

- (1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- (2)農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について
- (3)農地法第 5 条第 1 項ただし書き(許可不要)による転用行為について

議 長

ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。
続いて、日程第 11、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

……朗読説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
令和 2 年 8 月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後 3 時 30 分